

## 社団法人の基金制度

今回は、社団法人の基金制度(募集、返還)について概説する。

### (ポイント)

- 基金の趣旨と意義
- 基金制度
- 基金の募集と返還

### 1. 基金の趣旨と意義

社団法人には、もともと財団法人のような財産基盤がないため、基金のように財政的な基盤を確保する仕組みが用意されている。基金とは社団法人に拠出された金銭その他の財産をいい、社団法人は基金の拠出(「社員」には限らない)に対して、一般法や当事者間の合意に基づいて返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭)を負うものである。

### 2. 基金制度

基金制度は、剩余金の分配を目的としないという社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達して、安定して活動を行うという「財産的基礎」を維持するための制度である。基金は貸借対照表上、負債ではなく、純資産の部に計上される(一般法規則31)。基金制度は任意で、定款に「基金の拠出者の権利に関する規定」と「基金の返還の手続き」を定めることで設定できる(一般法131)。なお、公益社団法人での基金受入財産は、拠出者へ返還義務があり、公益目的事業財産(認定法18)には該当しない。

### 3. 基金の募集と返還

基金の募集手続は一般法によって、下図のように定められている。  
基金の返還は、定時社員総会の決議によって、貸借対照表上の純資産額が「基金の総額」等の超過する場合のみ、超過額を限度とし一定の期間内に行えるが(一般法141ⅠⅡ)、利息はなしで(一般法143)、返還する基金の相当金額を「代替基金」に計上する(一般法144Ⅰ)。拠出者に限度額以上に基金の返還をした場合は、当該返還を受けた者および当該返還に関する職務を行った業務執行者は社団法人に対し、連帯して違法に返還された額の弁済責任があり、注意が必要である(一般法141Ⅲ)

### 一般社団法人における基金制度の募集手続

#### 募集事項の決定(一般法132)

募集の都度、以下の事項を決定する(設立時は社員全員の同意が必要)。

- ・募集に係る基金の総額
- ・金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨ならびに当該財産の内容およびその価額
- ・基金の拠出に係る金銭の払込みまたは金銭以外の給付の期日またはその期間



(裏面に続く)



# 社団法人の基金制度

## 一般社団法人における基金制度の募集手続

### 基金の申込み(一般法133)

基金の引受けの申込みをしようとする者に対して必要事項(募集事項、払込みの取扱いの場所等)を通知して、基金の引受けの申込みをする者は、必要事項(申込みをする者の氏名または名称および住所、引き受けようとする基金の額等)を記載した書面等を一般社団法人に交付する。

### 基金の割当て(一般法134)

申込者の中から基金の割当てを受ける者を決めて、その者に割り当てる基金の額を決定(申込からの減額も可能)して、通知する。

### 金銭以外の財産の拠出手続(一般法137)

500万円超の金銭以外の財産(上場有価証券を除く)を拠出する場合には、募集事項の決定後するに、その財産の価額を調査するため、裁判所に対して検査役の選任の申立てをする必要がある。なお検査役の検査は弁護士、公認会計士、税理士等の証明をもってそれに代えることができる。

### 基金の払込み(一般法138)

基金の金銭での引受人は、定められた期限内に一般社団法人が定めた銀行等へ、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込む。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

### シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

#### ＜定年延長による退職金＞

2019年10月、公的年金制度について、現在60歳から70歳までとなっている支給開始年齢の選択幅を75歳まで拡大する方向で厚生労働省の審議会の意見が一致したとの報道があった。「人生100年時代」を迎え、収入確保に就業継続が必要になり、定年延長を行う法人も増加している。定年延長した場合の退職金所得の取扱いだが、「延長前の定年に達した時点に、既定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与で、その支払をすることにつき相当の理由があると認められるもの」については、税法上、退職手当として取扱われるとされている。一方、定年延長後に入社する従業員はこの限りではないとされている。この回答はあくまで熊本国税局の見解であるが、事情をよく斟酌して検討する必要はある。定年延長に関する規程改正などを行う場合にも、念のため頭に入れておくべき事項となる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。